

第8期 荒川区高齢者プラン(素案)を策定

誰もが安心して暮らせる

「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて



区では、令和3～5年度の3か年を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」(以下「第8期プラン」という)の策定作業を進めています。

このたび、素案ができました。今後、区民の皆さんからご意見をいただきながら、令和3年3月までに策定をします(意見募集については4面をご覧ください)。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611

基本理念

健康づくりで元気に

平均寿命が延びている中、活動的な高齢者が増加するよう、介護予防事業をさらに充実し、健康寿命の延伸を図ります。

自立を目指して

能力に応じ、自立した生活が送れるよう支援します。

ともに支え合って

社会の一員として活躍でき、地域の人々が連携し、ともに支え合う社会を目指します。



基本目標

地域の連携と支援により、
安心して住み続けることができるまち あらかわ

基本方針と施策の方向

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取り組み 生活支援

施策の方向

- 就労・生涯学習の推進
- 地域活動へ向けた場づくりの支援
- 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化
- 在宅生活を支える福祉サービス

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進 介護予防

施策の方向

- 健康づくりの推進
- 効果的な介護予防の推進
- 認知症と共生する地域づくりと予防

基本方針3 介護サービスの充実 介護

施策の方向

- 介護保険制度の運営
- 被保険者に対する支援
- 介護サービス向上の取り組み

基本方針4 高齢者の住まいの確保 住まい

施策の方向

- 住まいへの支援
- 住まいの確保
- バリアフリー化の促進

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進 医療

施策の方向

- 在宅医療と介護の連携
- 地域包括支援センターの機能の充実
- 権利擁護体制の充実

第8期プランの推進に向けて

第8期プランは、第7期プランの取り組みや近年の社会動向を踏まえ、策定を行います。推進していくうえで考慮が必要な事項については、次のとおりです。

- 1 「人生100年時代」を迎えて
- 2 地域共生社会への取り組み
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- 4 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 5 地域包括ケアシステムを支える取り組みの強化(介護現場に向けた取り組み等)
- 6 在宅生活を支える安全・安心のためのセーフティーネット(防犯・防災対策、高齢者を取り巻く地域課題、新型コロナウイルス感染症等対策)

第8期 荒川区高齢者プランの 基本方針・重点事業 を紹介します

基本方針1

高齢者の社会参加の促進と 地域共生社会実現への取り組み

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味等、高齢者一人ひとりが自ら希望する形で、充実した生活を送ることができるよう、社会参加を促進します。
また、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域を支える包括的な支援を提供します。

ふれあい絆・活サロン補助事業

住民主体で運営する身近で気軽に通える場を確保・維持することによって、引きこもり予防、介護予防等の支援をします。

住民主体の地域介護予防活動への支援

介護予防・重度化防止のため、介護予防に資する住民主体の活動を実施する団体を支援します。

荒川ころばん・せらばん・あらみん体操

荒川区健康づくり体操群(上記3つの体操)の中から区民が自らのライフスタイルに合わせた体操を選択し、運動習慣を身に付けられるように支援します。
他の介護予防事業との連携強化に努め、コロナ禍でのフレイル予防を推進します。
働き盛り世代の健康づくり事業との連続性を担保することにより、生涯を通した運動習慣の獲得を図ります。

高齢者みまもりネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心した生活が続けられるよう、さまざまな関係機関と連携して、地域全体で支える体制を構築します。

生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスを充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体等と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した体制を整備します。

基本方針2

介護予防と健康づくりの推進

高齢者が介護予防活動や健康づくりに取り組み、有する能力を維持・向上できるよう支援します。
また、認知症に対する区民の理解促進、認知症の早期発見・早期診断・早期治療を行うことで、進行を遅らせられるような取り組みや在宅生活を続けることができる体制を整備します。

荒川ころばん体操リーダー養成・支援

荒川区健康づくり体操群の普及啓発を行うための、荒川ころばん体操リーダー養成に加え、高齢化が進んでいるリーダーへ継続的に支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

心身機能の改善・維持等のための介護予防活動を通して、要支援者等の自己の能力を最大限に生かし、生活機能や地域への参加意欲を向上させ、自立の促進や重度化の防止を図ります。

認知症に関する普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなる可能性があること、早期発見・対応が重要であること等、認知症について区民の理解を深め、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

生活支援

介護予防

介護

基本方針3 介護サービスの充実

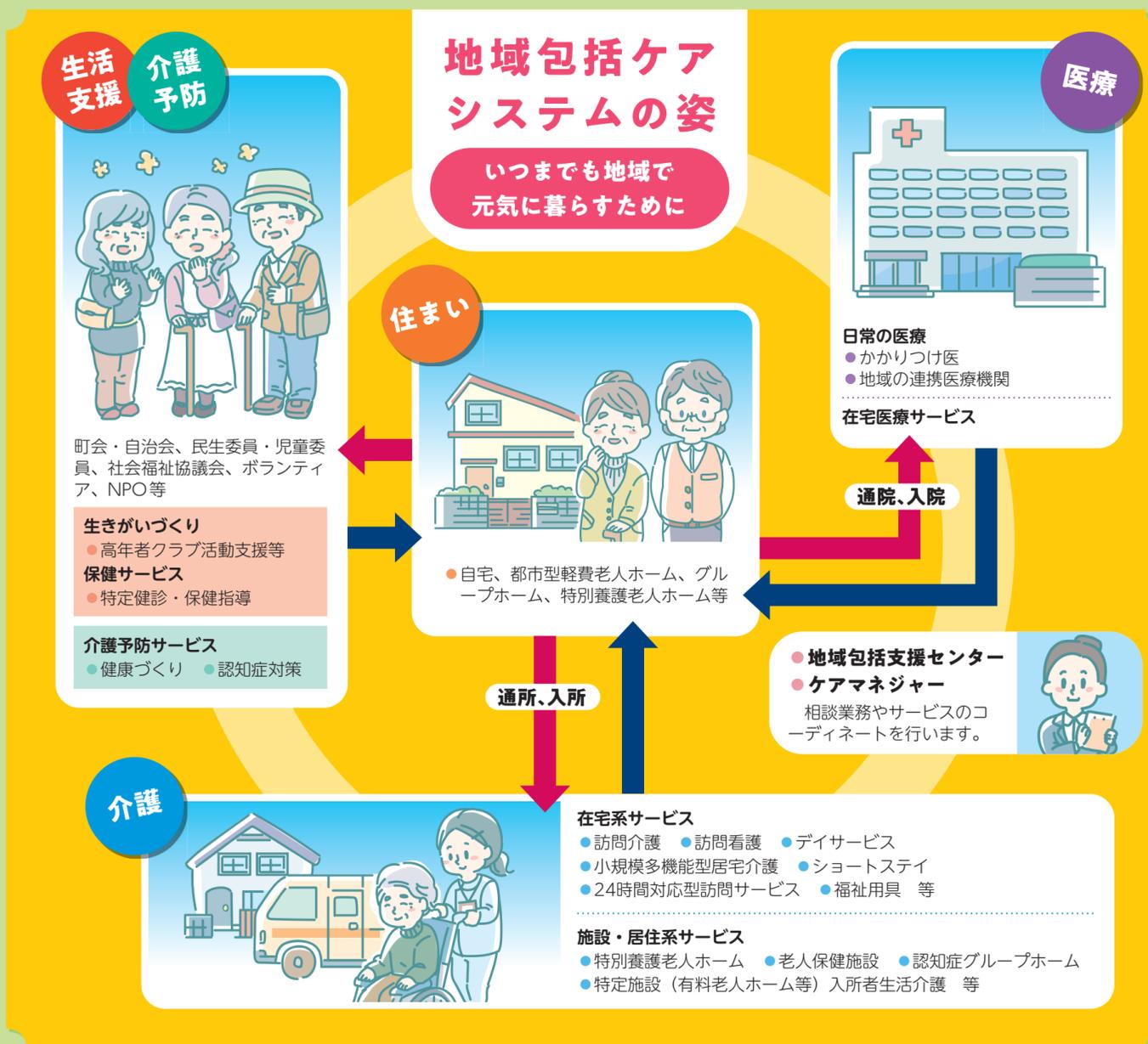
要介護・要支援認定者が、自立した生活に向けて必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度を適切に運営していくとともに、介護サービスのさらなる充実を図ります。

介護サービス事業者との連携

地域ケア会議

区では、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できる社会の実現に向けて、下図のようなさまざまなサービスがネットワークを結び取り組みを行っています。

第8期プランでは、「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことを目的とし、引き続き、地域包括ケアシステムを構成する5本柱(生活支援・介護予防・介護・住まい・医療)に沿って、介護予防と健康づくりを推進するとともに、中重度の要介護者の在宅生活を支えるための施策を推進していきます。第8期プランの基本方針・重点事業は、次のとおりです。



住まい

基本方針4 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、引き続き多様な住まいの確保を図るとともに、社会福祉法人やNPO等の居住者支援団体を構成員とする居住支援協議会の設置に向けて取り組みます。

また、住み慣れた住宅における日常生活の質の確保を図るための支援を行います。

高齢者向け住宅・施設の確保

都市型軽費老人ホーム等の民間主導による整備支援や空き家等の既存ストックを活用する等、高齢者の多様なニーズに合わせ、施設・住宅の確保に努めていきます。

医療

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療や介護、福祉、権利擁護等の高齢者支援に携わる機関が連携し、必要ときに必要な社会資源を活用できる環境と地域で支える仕組みを作るとともに、在宅生活を支えるケアの質の向上と標準化を目指していきます。

医療と福祉の連携推進事業

在宅療養の支援者間の連携強化および療養環境を整備し、医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送り、在宅等での看取りを希望した際にも叶えられる体制を整備していきます。

地域包括支援センター事業

高齢者の心身の健康の保持・生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援していきます。
地域包括ケアシステムの中核機関として、関係機関のネットワーク構築や地域活動者の支援・コーディネートを行います。

高齢者虐待対策事業

高齢者の虐待を早期に発見し、深刻な状況になる前に適切な支援を実施することによって、虐待防止の推進を図るとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行い、権利擁護を推進します。

成年後見事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう成年後見制度を利用した支援を行い、本人の権利擁護・福祉向上を図ります。

第8期介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき策定するもので、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体のものとして、荒川区高齢者プランを策定します。

第8期介護保険事業計画では、国の指針や制度改正の影響、近年の区の給付実績等を踏まえて必要なサービス量や給付費(サービス利用料等の総額)等を推計し、令和3～5年度の介護保険料を定めます。

区では、近年の介護給付費の傾向や制度改正の影響を見極めながら、第8期介護保険事業計画を作成し、保険料を算出していきます。

介護サービスを利用する方が質の高いサービスを受けることができるよう、また事業者が関係法令に沿って適切に運営できるよう、介護事業者と連携し、質の向上を図ります。

個別ケースの支援内容を多職種で検討することで、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上や高齢者に関わる多職種のネットワークの構築を推進するとともに、個別ケースから地域課題を把握し、資源の開発や事業の充実等、課題解決の取り組みを推進します。

第7期 荒川区高齢者プランの 主な重点事業の取り組みと評価

区では、第7期プラン（計画期間：平成30年度～令和2年度）においても、高齢者福祉施策や介護保険事業等に取り組んできました。ここでは、第7期プランの主な重点事業の取り組みと評価について紹介します。

事業名 生活支援体制整備事業

取り組み

- 住民主体の地域活動について、地域内で情報共有を図れるよう地域活動報告会を開催しました。
- 平成30年度に区内の銭湯を活用した「見守り支援員銭湯派遣事業」を開始するとともに、送迎を行う地域活動者「担い手」と利用者のマッチングを実施しました。
- 令和元年度に地域活動者「担い手」登録事業を開始しました。

評価

- 生活支援コーディネーターの役割や協議会の在り方等を整理するとともに、住民と地域課題を共有し、解決に向けた取り組みを行う必要があります。
- 住民の自主的な活動を支援することで、地域の互助力を高めていくことが必要です。

事業名 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操

取り組み

- 体操参加者の平均年齢が70代後半と上がってきています。参加対象の年齢制限を撤廃しており、職域や働き盛り世代向け健康増進事業での周知を行いました。
- 職場や自宅でも体操に取り組めるように、荒川区ホームページやケーブルテレビ等を活用した普及を図りました。
- 体操推進リーダー養成により地域の人材を育成しました。

評価

- 働き盛り世代や職域の健康増進事業との連携が必要です。
- 参加者の状況に合った多様な介護予防サービス提供のため、関係部署との連携強化が必要です。
- 集合形式と非対面方式の併用等、実施方法を検討します。
- リーダー養成・支援を継続します。



▲荒川ころばん体操の様子

事業名 認知症に関する普及啓発

取り組み

- 「少人数から・いつでも・どこでも・気軽に」をコンセプトに共通の認知症サポーター養成講座用教材を作成しました。
- 認知症サポーター養成講座の受講者がボランティア活動をするきっかけとなるよう、ステップアップ講座の内容を工夫しました。
- 認知症カフェ数が目標の16か所を達成し、介護教室では当事者や家族が自らの経験を語る等、認知症を正しく理解できる内容で実施できました。

評価

- 認知症サポーター養成講座については、今後も認知症・キャラバン・メイトと協力し、質の維持向上を図っていきます。また、小・中学校への働きかけを継続して行うことも必要です。
- 認知症サポーターステップアップ講座については、認知症サポーターが地域のさまざまな場面で活躍できるための講座となるよう、引き続き内容等の検討が必要です。
- 認知症カフェや介護教室等、認知症の人や介護者の活動参加が増えました。このような活動の支援者として、認知症サポーターがつながる仕組みづくりが必要です。

事業名 医療と福祉の連携推進事業

取り組み

- 平成30年度に在宅療養に係る医療・介護従事者の円滑な情報共有を図るため、ICTを活用した情報共有システムの運用を開始しました。
- 医療連携会議で医師を含む多職種によるグループワークを開催し、互いの職務内容の理解を促進し医療と介護の連携強化を図りました。
- 令和元年度から、かかりつけ医のいる在宅療養中の方で一時的に入院が必要となった場合の病床を確保するため、荒川区在宅療養後方支援病床事業を開始しました。

評価

- 医療連携会議や在宅療養連携推進会議を通じて、在宅療養を支援する医療と介護の従事者等の顔が見える関係の深化を図りました。
- 今後、医療の提供体制により、在宅療養で過ごす高齢者が増加することが予想されるため、引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の在り方や仕組みづくりの検討が必要です。

事業名 地域包括支援センター事業

取り組み

- 平成30年度に地域包括支援センターの機能強化を推進するため、各地域包括支援センターにセンター長を増員し、マネジメントの強化を図りました。
- 平成30年度から地域包括支援センターに生活支援体制整備事業を業務委託し、地域資源の把握や地域活動者の支援等についてさらなる強化を図りました。
- 地域包括支援センターに対する区の後方支援体制を強化するとともに、業務評価・ヒアリングを行い、各事業内容の向上・連携の強化を図りました。

評価

- 地域包括支援センターのマネジメント強化を図ったことで、きめ細やかなケースの把握・対応が可能となりました。相談件数も増加して、地域包括支援センターが高齢者にとっての相談の窓口として地域に認知されています。今後とも、町会・自治会や民生委員、医療機関、商店街等とのネットワーク構築に努めていくことが必要です。
- ケアマネジメントに関する相談・支援件数は、区や介護支援専門員の職能団体等の行う研修やこれまでの支援等により、介護支援専門員の質の向上が図られ減少しています。今後も、支援を継続することでケアマネジメントの質の維持・向上に努める必要があります。

第8期 荒川区高齢者プラン(素案) への意見募集

パブリックコメント

対象

- 次のいずれかに該当する方
- 区内在住・在勤・在学の方
 - 区内に事務所や事業所を有する個人または団体

素案の閲覧

荒川区ホームページ、区役所本庁舎2階福祉推進課・高齢者福祉課・介護保険課・地下1階情報提供コーナー

締切 12月25日(金)

※いただいた意見は集約し、区の考え方とともに、後日公表します（住所・氏名等は公表しません）

提出方法 問合せ

持参・郵送・ファクス・電子メールで、住所・氏名または団体名・年齢・意見を、〒116-8501（住所不要）荒川区役所2階福祉推進課管理係へ ☎内線2611 FAX(3802)0202 ✉fukushisuishin@city.arakawa.tokyo.jp